

令和3年8月27日

保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長

緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の  
鴻巣市立小・中学校の対応について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。  
す。

この度、令和3年度2学期を迎えるにあたり、本市としましては、緊急事態  
宣言発令期間中においても、前回の発令期間中と同様に学校の休校は実施せ  
ずに、感染症対策の徹底を図りながら、教育活動を実施することとしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理にご留意いた  
だくとともに、感染拡大防止の徹底についてご理解ご協力をお願いいたしま  
す。

なお、本市のリーフレット「鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス  
感染症対策 Ver.3」も別添で掲載しましたので、お子さんと共にご確認いた  
だけますようお願いいたします。

記

1 学校教育活動基本的な対応方針について

これまでどおり、「鴻巣市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症  
対策等マニュアル」を基に、感染症対策をさらに徹底しながら教育活動を実施  
します。

2 校外学習の実施について

- (1) 感染拡大の状況や学校の実情に応じて、日程や行先を検討してまいりま  
す。特に修学旅行や林間学校等、泊を伴う行事については、延期等を視  
野に検討してまいります。

- (2) 実施の場合には、これまでどおり感染防止対策を講じていくとともに、保護者会等で周知等を図ってまいります。

### 3 体育祭・運動会について

- (1) 9月開催の学校においては、熱中症対策にもつながることから、競技種目の精選や日程の短縮など、昨年度から工夫している点を継続してまいります。
- (2) 学校の施設等の状況によっては、保護者の見学をご遠慮いただくことがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 4 学習活動等について

- (1) 授業中は、常時換気をし、原則マスクを正しく着用させ、互いの間隔を可能な限り確保し、感染防止対策を徹底します。話し合い活動は原則行わず、ICT等を使って考えを交流するなど、緊急事態宣言期間中であっても対話的な学びが充実するよう工夫します。
- (2) 感染リスクの高い学習活動は、緊急事態宣言期間中においては行いません。
- ①「長時間、近距離で対面形式となるグループ活動」や「近距離で一斉に大きな声を出す活動」など
  - ②音楽における「室内で近距離で行う合唱やリコーダー等の楽器演奏」
  - ③家庭科（小）、技術・家庭（中）における「近距離で活動する調理実習」
  - ④体育（小）、保健体育（中）における「互いに密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
  - ⑤理科における「近距離で活動する実験や観察」
  - ⑥図画工作（小）、美術（中）における「近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ※ この他にも、学級全体で一斉に行う音頭や群読、近距離で大きな発声を伴う活動なども行いません。
- (3) 食事（給食）中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導します。

### 5 部活動について

- (1) 食事をする際などは、給食時と同様の感染症対策を徹底します。

- (2) 活動の日数については、平日のみ週2日以内とします。  
(ただし、全国大会やコンクール等のある部活動については、この限りではない。)
- (3) 緊急事態宣言期間中は、原則として校内での活動に制限します。  
(ただし、全国大会やコンクール等のある部活動については、この限りではない。)

## 6 感染が不安で登校が心配な場合について

お子さんの通う学校へご相談ください。対応等について検討します。

- ・出席停止等の取扱いについて
- ・学習の保障について 等

## 7 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについて

今後、児童生徒へのワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応が出た場合の出欠の扱いについては、欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能です。お子さんの通う学校にご相談ください。

## 8 家庭での感染症対策のご協力をお願い

- (1) 児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、学校を休ませてください。  
また、PCR検査を受ける際にも、学校に連絡をお願いします。
- (2) 同居家族に発熱等のかぜ症状がある場合は、原則児童生徒も学校を休ませてください。ただし、同居家族が医師の診察を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと診断された場合は登校可とします。登校についての判断に迷う場合は、学校にご相談ください。
- (3) 児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けた場合には、結果が出るまでは児童生徒の登校を自粛してください。「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。ただし、同居家族の職場等の方針による安全確認のための一斉PCR検査等の場合は、当該同居家族に発熱等のかぜ症状がない場合は、登校可とします。
- (4) 朝、登校前に児童生徒の検温や体調管理の徹底をお願いします。
- (5) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスのよい食事など、規則正しい生活習慣に心掛け、2学期の始業式に向け、体調管理に努めてください。
- (6) 帰宅時及び食事前など、石鹸によるこまめな手洗いを徹底してくださ

い。

- (7) 発熱等のかぜ症状がある場合は、外出を控えてください。
- (8) 緊急事態宣言発令の状況に鑑み、児童生徒の不要不急の外出の自粛や、児童生徒のみの会食を控えるよう、ご協力をお願いします。
- (9) 進路に伴う学校説明会へ行く際にも、登下校時同様に感染症対策（検温等の健康観察及びマスク着用等）を講じるとともに説明会実施校の指示に従い、行動してください。また、直行直帰の徹底をお願いします。